

## 令和8年度 堺市教育委員会一種免許状取得免許法認定講習 実施概要

### 1 講習の目的

教育職員免許法の規定に基づき、担任している校種・教科等について二種免許状を有する現職の教員及び高等学校における実習助手に対して、資質の向上を図るとともに、併せて一種免許状を取得するために必要な単位を修得させることを目的とする。

### 2 主催

堺市教育委員会

### 3 指導大学

大阪教育大学

### 4 受講対象者

- (1) 堺市立幼・小・中・支援学校に勤務する教員（※1）のうち、担任する校種・教科についての免許状が二種免許状で教育職員免許法別表第3により、一種免許状を取得しようとする者
- (2) 堺市立学校園に勤務する養護教諭（※2）のうち、所有免許状が二種免許状で、教育職員免許法別表第6により、一種免許状を取得しようとする者
- (3) 堺市立の高等学校に勤務する実習助手（※1）のうち、教育職員免許法附則第9項の規定により、教員の一種免許状を取得しようとする者
- (4) 大阪府内（大阪市と豊能地区を含む。以下同じ。）の公立学校園に勤務する上記(1)～(3)と同様の者

※1 臨時的任用、任期付任用及び非常勤の者を含む。

※2 養護助教諭の者を含む。

### 5 講義日程

- (1) 講義 令和8年8月17日（月）から8月19日（水）まで

講義時間	I	II	III	IV
8月17日	9:30～11:00	11:15～12:45	13:30～15:00	15:15～16:45
8月18日	9:30～11:00	11:15～12:45	13:30～15:00	15:15～16:45
8月19日	9:30～11:00			

- (2) 成績審査

第3日目（8月19日）の1時限目（9時30分から11時00分）に全科目行う。

### 6 会場

堺市産業振興センター

所在地：〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町183番地5

最寄駅：南海高野線「中百舌鳥駅」、Osaka Metro 御堂筋線「なかもず駅」

## 7 単位認定

各科目 1 単位とし、1 単位ごとに授業時数の 4/5 以上に出席し、成績審査に合格した者に授与する。(全 9 時間の講習のため、欠席を 2 時間以上すると、単位認定ができない。)

## 8 開設科目

以下の科目を開講予定ですが、文部科学省への認定申請の状況等によって、一部内容や講師等が変更される場合もありますので、ご了承ください。

### (1) 教職に関する科目

申込 区分	免許法施行規則に定める 科目名		開設科目名	講 師	定員
	法定科目名	各科目に 含める必 要事項			
教職	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	大阪教育大学 鎌田 雅史  准教授	35 名

### (2) 教科に関する科目

申込 区分	免許教科	開設科目名	講 師	定員
教科	小一免 中一免（家庭）	家庭 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、保育学	大阪教育大学 小崎 恭弘（代表） 教授 井奥 加奈 教授 山田 由佳子 教授	30 名

※「教職に関する科目」については、すべての受講対象者の申込みが可能であるが、「教科に関する科目」については次の者に限る。

「教科」……小学校、中学校「家庭」一種免許状を取得しようとする者

## 9 経 費

受講料は徴収しない。ただし、資料代等必要経費は受講者負担とする。

## 10 受講手続

- (1) 受講希望者は、別紙の受講申込書兼受講可否通知書に必要事項をすべて記入し封筒の表面に「堺市認定講習申込」と朱書きし、堺市教育委員会事務局教職員人事課採用係まで申し込むこと。
- (2) 受講申込書兼受講可否通知書の「所有免許状」欄は、所有する免許状をすべて記入すること。記入にあたっては、「小2」「中2」「養教2」のように略称で記入すること。
- (3) 受講申込書兼受講可否通知書の「取得希望免許状」欄は、取得希望の一種免許状を「小1」、「中1」、「養教1」のように略称で記入すること。
- (4) 受講希望科目は第2希望まで記入することができる。**(※ただし受講可能な科目は1科目のみであり、受講者にとって修得不要な科目については記入しないこと。)**
- (5) 受講申込書兼受講可否通知書の内容について学校園長から承諾を得て、学校園長の自署を受けること。なお、学校園長の公印は不要とする。
- (6) 受講申込締切日は、**令和8年7月1日(水)17時必着**とし、締切日までに堺市教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課に到着したものを有効とする。なお、申込手続に不備があるものは受講を許可しない。
- (7) 申込み数が受講定員を上回る場合は、採用年度、在職年数及び免許教科等を考慮して受講者を決定する。「教職に関する科目」の受講決定は、4の受講対象者の(1)及び(2)を優先する。
- (8) 受講の可否は、令和8年7月中旬頃に連絡する。  
令和8年7月24日(金)までに到着しないときは、下記、問い合わせ先まで連絡すること。

## 11 注意事項

- (1) 講習会場への自動車での来場は禁止する。
- (2) 講義への出席は、出席簿押印により確認するので、受付時間中に必ず押印すること。
- (3) 講義期間中は、実施要項、**受講可否通知書**を持参すること。
- (4) 教室内は、講義時間の内外を問わず禁煙となっている。喫煙をする際は、所定の場所で行うこと。
- (5) 講義を欠席する場合は、所定の欠席届（様式は受講許可者に通知する）を所属の学校園長を通じて、事前に堺市教育委員会事務局教職員人事課に提出すること。なお、無届けの欠席や特段の理由がないにもかかわらず欠席した者は、次年度以降、本講習会の受講を認めない。
- (6) 認定講習期間中は、教育職員として節度ある態度で行動すること。
- (7) 自然災害及び交通機関の運用に支障が予想されている場合は次のようにする。
  - ① **台風の接近が予想される場合**
    - ・午前7時現在において堺市域に「特別警報」又は「暴風警報」発令中の場合、中止または延期する。
    - ・受講者に対しては、特段の連絡をしない。
    - ・延期の場合については、後日、その実施について改めて通知する。

② 交通機関がストライキの場合

- ・原則として講習は実施する。

(8) その他認定講習の受講に関して不明な点があれば、堺市教育委員会事務局教職員人事課まで問い合わせること。

＝申込書送付先・各種問い合わせ先＝

堺市教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 採用係   ： 川野、亀井

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7438 (直通)   FAX 072-228-7890